

工種区分と工種内容一覧表

Ver.2018

目 次

土木工事.....	2
土地改良工事.....	5
治山林道工事.....	7
上水道工事（水道事業実務必携）	10
公共建築工事.....	10
公共住宅建築工事.....	10
公共住宅機械設備工事.....	11

土木工事

工種区分	工 種 内 容
河川工事	<p>河川工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、護岸工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事</p> <p>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」とする</p>
河川・道路 構造物工事	<p>河川における構造物及び道路における構造物にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC 構造)、スノーシェッド(RC 構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮棧橋、PC 橋(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 <p>ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 橋梁下部工(RC 構造)、床板工(RC 構造及びプレキャスト PC 構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC 構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2 及び 3 に類する工事 <p>ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</p>
海岸工事	<p>海岸工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事</p> <p>河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</p>
道路改良工事	<p>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</p>
鋼橋架設工事	<p>鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) <p>ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</p>

工種区分		工 種 内 容
PC 橋工事		PC 橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造の PC 橋工事
橋梁保全工事		橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)
舗装工事		舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事では施工箇所が点在する工事は除く
共同溝等 工事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事		トンネル工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本體工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く
砂防・地すべり等 工事		砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石雪崩防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事
道路維持工事		道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工*1、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修*2に関する工事 3. 道路標識*1、道路情報施設、電気通信設備、防護柵*1、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 *1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 *2：法面工の補修については局部的な場合に適用

工種区分	工 種 内 容	
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事	
下水道 工事	(1)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日蔭棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	
コンクリートダム 工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事（耐火防護も含む）	

国土交通省土木工事積算基準（平成30年度版 I-2-②-4）

土地改良工事

工種区分	工 種 内 容
ほ場整備工事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む)工事
農用地造成工事	農用地造成(道路用排水施設を併せて行うものを含む)工事
農道工事	道路の新設・改修工事(舗装工事を含む)
水路トンネル工事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリーム等)を含む}でこれと同時に施工される附帯構造物工事
河川及び排水路工事	普通河川の改修及びこれに準ずる排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く
畑かん施設工事	樹皮状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない)
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事及びダム等の補修を除く
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(上部・下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部・基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事

工種区分	工 種 内 容
その他土木工事(2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない)

農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事）平成 30 年度 P15

治山林道工事

工種区分	工 種 内 容
河川工事	河川工事(河川高潮対策区間の工事を除く)にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工及びこれらに類する工事
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、落石防止覆工、防雪覆工、防音(吸音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、PC 橋(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 2. 橋梁下部工(RC 構造)、床板工(RC 構造及びプレキャスト PC 構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC 構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1 から 3 に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するもの及び門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
治山・地すべり 防止工事	治山及び地すべり防止工事にあつて、次に掲げる工事 1. 治山ダム工、護岸工、水制工、流路工 2. 土留工、水路工、法切工、山腹緑化工、法枠工、落石防止工 3. 集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭打工、排土工、暗渠工 4. 1、2 及び 3 に類する工事
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 防潮工、消波工、砂丘造成における盛土工及びこれに類する工事
森林整備	森林整備に係る工事にあつて、次に掲げる工事 地拵え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する工事及びこれに類する工事(森林整備の A・B 区分は次の通りです・・・P27) *森林整備 A (1) 土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が 20%以上の場合 (2) 樹高 1.5m以上の苗木の植栽費が 50%以上の場合 (3) 航空実播工 (4) 種子吹付工 *森林整備 B 上記 (1) から (4) まで以外の森林整備
道路工事	道路工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函渠工、側溝工、山止工、法面工及びこれに類する工事

工種区分	工 種 内 容
鋼橋架設工	<p>鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事であって、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) <p>ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く</p>
PC 橋工事	<p>PC 橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場における PC 橋の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造の PC 橋工事
橋梁保全工事	<p>橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)</p>
舗装工事	<p>舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理工、アスファルト安定処理工、砕石路盤工及びこれに類する工事</p> <p>ただし、小規模(パッチング)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</p>
トンネル工事	<p>トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 <p>ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</p>
道路維持工事	<p>道路にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工*1、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修*2に関する工事 3. 道路標識*1、道路情報施設、電気通信設備、防護柵*1、樹木等、区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1 から 4 までに類する工事 <p>* 1 局部的な新設、復旧・更新を主とする場合に適用</p> <p>* 2 法面工の補修については局部的な場合に適用</p>

工種区分	工 種 内 容
公園工事	公園緑地及び林業施設用地等の造成工事に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、芝付工、花壇工、日蔭棚工、ベンチ工、池工、 遊戯施設工、運動施設工、法面工、敷地内舗装工、調整池工、排水工（敷地造成と 併せて行うもの）、柵工及びこれらに類する工事

治山林道必携 積算・施工編 平成30年度版 P21

上水道工事（水道事業実務必携）

工種区分	工 種 内 容
開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事
構造物工事(浄水場等)	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事(さく井工事を含む)

水道事業実務必携 平成 30 年度版 請負工事標準歩掛 P8

公共建築工事（公共建築工事積算基準）

工種区分	工 種 内 容
新営建築工事	建築物等の新築及び増築に係る建築工事(P33)
改修建築工事	建築物等の模様替え及び修繕に係る建築工事(P117)
新営電気設備工事	建築物等の新築及び増築に係る電気設備工事(P141)
改修電気設備工事	建築物等の模様替え及び修繕に係る電気設備工事(P219)
新営機械設備工事	建築物等の新築及び増築に係る機械設備工事(P233)
改修機械設備工事	建築物等の模様替え及び修繕に係る機械設備工事(P436)
昇降機設備工事	建築物等の新築及び増築に係る昇降機設備工事(P475)

公共建築工事積算基準 平成 29 年度版より抜粋

公共住宅建築工事

工種区分	工 種 内 容		
公共住宅建築工事	本基準は、次に示す公共住宅建設工事における工事種別のうち「建築工事」の積算に適用するものとして、その取扱いを定めたものである。		
	公共住宅建設工事	主体工事	建築工事
			電気設備工事
			機械設備工事
	屋外付帯工事		屋外電気設備工事
			屋外機械設備工事
			屋外設備工事

公共住宅建築工事積算基準 平成 25 年度版(P1)より抜粋

公共住宅機械設備工事(公共住宅機械設備工事積算基準)

工種区分	工 種 内 容
公共住宅機械設備 工事	(工種内容は記載なし)
昇降機設備工事	建築物等の新築及び増築に係る昇降機設備工事(公共建築工事積算基準 P475)

公共住宅機械設備工事積算基準(改定含む) 平成 29 年度版